**平成２４年（フ）第１１２１７号**
東京都江戸川区瑞江１丁目８－４－102
債務者　平塚　英幸
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１２２４号**
東京都足立区東綾瀬２丁目８－１－202
債務者　福地　澄子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１２２７号**
東京都世田谷区鎌田２丁目10－８－111
債務者　桂田三千代
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１２２８号**
東京都江戸川区中葛西２丁目５－13－101
債務者　大橋　弘美（旧姓末永）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１２２９号**
東京都世田谷区玉堤１丁目11－12－505
債務者　佐々木雅宏
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１２３５号**
千葉県浦安市堀江１丁目９－11－105
債務者　加藤　邦洋
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１２３６号**
東京都江東区北砂６－18－２－205、住民票上の住所東京都江東区北砂５－20－７－1012
債務者　前田　達也
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１２４０号**
神奈川県逗子市山の根２丁目４－３　ずしふろーらＢ号室
債務者　福浦アンナ（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１２４１号**
東京都墨田区墨田５丁目27－２
債務者　多田　　靜
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１２４３号**
東京都福生市大字熊川990－７－302
債務者　田野倉裕輝（旧姓仲眞）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１２４４号**
東京都足立区千住緑町２丁目22－20
債務者　関　　優江
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１２４５号**
東京都大田区南馬込５丁目43－14－105
債務者　唐澤　伸男
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１２５４号**
東京都江東区木場３丁目４－14　第三京徳荘
債務者　山下　優子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４９２号**
静岡市清水区三保1550番地の１　清水羽衣団地115号、旧住所静岡市駿河区小鹿１丁目26番16号
債務者　瀧浪由紀子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１７９号**
釧路市共栄大通３丁目１番１号
債務者　今村　孝一
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午前11時30分
釧路地方裁判所